

# 令和5年度法学部卒業生各位

北海道大学は、令和6年3月25日に令和5年度学位記授与式の挙行を予定しております。  
詳細については、本学HPをご確認ください。

(<https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/gakui/gakui.html>)

4年次卒業生及び3年次早期卒業生は、次のとおり対応してください。**※1・3・4は対応必須**

## 1. 学位記等の交付について

学位記等は、**【3月25日(月)～26日(火)】**に**法学部窓口**で交付します。**学生証と交換**となりますので、必ず持参してください。

上記期間中に直接窓口で受け取れない場合は、着払いで郵送しますので、教務担当(kyomu@juris.hokudai.ac.jp)にメールで「郵便番号・住所・宛名」を連絡してください。

3月27日(水)以降に発送します。必ず着払いで受け取れる住所をご指定ください。

## 2. 各種証明書について【申込期限：3月6日(水) 17時まで】

①卒業証明書・成績証明書(和文)を1通ずつ、学位記とともにお渡します。

**2通以上または英文証明書を希望する場合は**、以下のフォームから申し込んでください。

<https://forms.gle/EC3tKLDgHDzhnhEr8>



②総合法政コースを選択し、重点学習領域の認定を希望する者は、

**重点学習領域履修認定書**を学位記とともにお渡しますので、以下のフォームから発行を申し込んでください。ただし、今から領域を追加・変更することはできません。

<https://forms.gle/yhSnxHrA3uWACTWv7>



## 3. 各種調査への回答について【回答期限：3月26日(火)】

①卒業後の進路調査(全員対応必須)

既に回答済みの方は、変更がある場合のみ改めて回答を送信してください。未回答の方は、就活中・海外留学などの場合でも、「その他」を選択の上、全員必ず回答してください。

<https://forms.gle/EweyudFxLgkrRpLw8>



②卒業後の連絡先調査(全員対応必須)

<https://forms.gle/Uw6FudiWzaMG5sg6A>



③卒業年次アンケート2023

<https://moodle.elms.hokudai.ac.jp/mod/quiz/view.php?id=737698>



## 4. 学生証の回収について【返却期限：3月26日(火)】

■詳細は別添「学生証の返却について」を確認してください。

学生証に生協組合員証機能を有している場合は、生協組合員の脱退手続きを学位記授与式前までに完了させ、学位記と引き換えに、法学部窓口へ返却してください。

【郵送の場合】〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学部教務担当  
**事情により返却が難しい場合は、自身で学生証を必ず**破砕処理(ハサミで裁断する等)**してください。**

## 令和6年3月卒業・修了生の学生証の返却について

令和6年3月に法学部・公共政策大学院を卒業・修了する方は、以下の方法により学生証を返却してください。

### <ICカード学生証に生協組合員証機能を有していない学生>

学位記と引き換えに、法学部（公共政策大学院学院）教務担当へ学生証を返却してください。

### <ICカード学生証に生協組合員証機能を有している学生>

#### (1) 卒業（修了）後、引き続き本学に在学しない場合

学位記授与式前までに組合員の脱退手続きを行い、学位記授与式当日に、学位記と引き換えに、法学部（公共政策大学院）教務担当へ学生証を返却してください。

※学位記授与式後も北大生協を利用する場合は、脱退手続き後に必ず教務担当へ学生証を返却してください。

#### 脱退手順方法

- ・下記リンク先の北大生協Webページ内「脱退登録フォーム」によるオンライン手続き（留学生は除く）
- ・留学生の皆様は、2月1日（木）以降、下記窓口にて手続き

#### (2) 卒業・修了後、引き続き本学に在学する場合

##### ①非正規生（研究生等）で大学に残る場合

正規学生から非正規生に身分変更となるため、学位記授与式前までに変更手続きを行い、学位記を受け取り次第、法学部（公共政策大学院）教務担当へ学生証を返却してください。

学生証返却後は、大学生協アプリにて電子決済を利用してください。組合員カードを希望する方は下記窓口で手続きを行ってください。

※学位記授与後も変更手続きを行っていない場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

旧学生証は、変更手続き後に必ず法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

##### ②引き続き本学修士課程及び博士後期課程に進学する場合

卒業（修了）後も、新学生証が配付されるまでは、「北大生協組合員証」として利用できます。

組合員の所属変更手続きを行い、新しい学生証を受け取り次第、旧学生証を速やかに法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

※学位記授与式後も入退室等で学生証を使用する場合は、使用後、法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

#### 変更手順方法

- ・下記リンク先の北大生協Webページ内「変更連絡オンラインフォーム」によるオンライン手続き  
または
- ・大学生協アプリ内「univcoop マイポータル」から自身で変更手続き

生協組合員の脱退および変更手続き窓口・問い合わせ先

共済・組合員センター 〒060-0808 札幌市北区北8条西8丁目クラーク会館内

TEL011-726-0442 営業時間（平日） 10:00～17:00 または

北大生協水産学部店 〒041-0821 函館市港町3丁目1

TEL0138-41-3109 営業時間（平日） 11:00～13:30

詳細はこちら ⇒ <https://www.hokudai.seikyoku.ne.jp/graduation/dattai.html>



## 退学時における学生証の返却について

退学に際して、以下の方法により学生証を返却してください。

### <ICカード学生証に生協組合員証機能を有していない学生>

- ② 学生証は、退学願提出の際に回収しますので、必ず持参してください。
- ③ 帰省先等の遠隔地から、郵送により退学願を提出する場合は、学生証も必ず同封の上、法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。
- ④ 退学予定日まで学生証を使用する予定がある場合は、その旨を法学部（公共政策大学院）教務担当へ申し出の上、使用後速やかに法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

### <ICカード学生証に生協組合員証機能を有している学生>

- ① 法学部（公共政策大学院）で退学手続き後に、組合員の脱退手続きが必要です。脱退手続き完了後、法学部（公共政策大学院）教務担当へ学生証を返却してください。

#### 脱退手続き方法

- ・2月1日（木）以降、下記窓口にて手続き

- ② 帰省先等の遠隔地から、郵送により退学願を送付する場合は、学生証も必ず同封の上、法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。なお、北大生協の脱退手續等については、直接北大生協にお問い合わせください。
- ③ 退学年月日まで学生証を使用する場合、その旨を法学部（公共政策大学院）教務担当へ申し出の上、使用後、法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

#### 生協組合員の脱退および変更手続窓口・問い合わせ先

共済・組合員センター 〒060-0808 札幌市北区北8条西8丁目クラーク会館内  
TEL011-726-0442 営業時間（平日） 10:00～17:00 または  
北大生協水産学部店 〒041-0821 函館市港町3丁目1  
TEL0138-41-3109 営業時間（平日） 11:00～13:30  
詳細はこちら ⇒ <https://www.hokudai.seikyou.ne.jp/graduation/dattai.html>



令和6年3月1日  
法学部・公共政策大学院 教務担当